

**【 計 画 】 高年齢労働者処遇改善促進助成金  
《賃金規定等改定計画書》及び《賃金規定等改定計画書（変更届）》  
提出書類のご案内**

**● 提 出 先**

千葉労働局職業対策課分室 または 管轄のハローワーク  
〒260-0013  
千葉県千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル5階  
千葉労働局 職業安定部 職業対策課分室  
TEL043-441-5678

**《 ご 注 意 》**

- 極力窓口へのご提出をお願いします。郵送でご提出される場合は、提出書類に不備、不足がないようご確認ください。
- 書類の提出に従業員が行う場合は社員証等を掲示してください。また、書類の提出だけでなく、書類に書かれた内容を修正する場合は、代理人として選任し委任状の原本も併せてご掲示ください。第三者が代理人の場合は、事業主からの委任状(原本)及び身分証を提出してください。
- 審査の過程において、内容等の確認をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
- 様式は厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

**《賃金規定等改定計画書》(初回に提出する場合)**

**● 提 出 期 限**

賃金規定等改定予定日の前日まで

事業所名	受理日	受理者	HW	局
<b>確 認 事 項</b>				
			チェック欄	枚数記入欄
			<input checked="" type="checkbox"/>	事業主 所 局
1 本社の所在地が千葉県内の事業所であるか	※県外の場合には管轄の各都道府県労働局に提出してください。		<input type="checkbox"/>	
<b>必 須 提 出 書 類</b>				
2 高年齢労働者処遇改善推進助成金 《賃金規定等改定計画書》(様式第1号(計画))	※適用事業所ごとに作成願います。 ※算定対象労働者一覧には在籍出向者も含みます。		<input type="checkbox"/>	
<b>※必要に応じて提出する書類</b>				
3 委任状(原本)	※事業主の委任を受けて代理人が提出する場合、ご提出願います。		<input type="checkbox"/>	

**《賃金規定等改定計画書(変更届)》(計画変更する場合)**

**● 提 出 期 限**

- 賃金規定等改定予定年月日の変更については、変更後の賃金規定等改定予定日の前日まで
- 上記以外の変更は、支給対象期の第1期支給申請日まで

必 須 提 出 書 類			チェック欄	枚数記入欄
			<input checked="" type="checkbox"/>	事業主 所 局
1 高年齢労働者処遇改善推進助成金 《賃金規定等改定計画書(変更届)》(様式第2号(計画変更))	※労働局から送付された受付番号の記入がある変更前の「高年齢労働者処遇改善推進助成金 《賃金規定等改定計画書》(様式第1号(計画))」 の写しを添付下さい。		<input type="checkbox"/>	